

序 論

1 総合計画の構成と期間

第六次須恵町総合計画は、「基本構想」「実施計画」の2層構造とします。「基本構想」は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンとそれを達成するための政策大綱を明記したものとします。

また、「実施計画」は基本構想を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより政策管理ができるものとします。

■基本構想とは

「基本構想」は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための大きな方針として位置付けます。ここには以下のもので表現します。

「まちづくりの基本理念」・・・何を一番大事にしてまちづくりを行うのか
「将来都市像」・・・基本理念に基づき、どのような都市をつくるのか
「人口ビジョン」・・・人口の推移目標を設定

■実施計画とは

基本ビジョンを実行するための具体的な事業計画

■計画期間

今後の須恵町総合計画は、昨今の社会情勢を反映すること、さらには町長の政策を反映することを目指し、計画期間を4年間とします。ただし、第六次須恵町総合計画は町長任期と連動させることを考慮し、令和2年度から令和4年度まで（令和2年4月～令和5年3月）の3年間とします。前計画の計画期間を前倒しする形となるため、前計画を考慮し、計画を策定します。

2 総合計画の進行管理

本町におけるまちづくりの最上位計画である総合計画を中心としたPDCAマネジメントサイクルを実現するため、実施計画を軸とした進行管理を行います。

■事業目標の設定

総合計画に掲げた理念や施策を効果的に実現するため、実施計画に掲げる各事業に目標値を設定し、進捗管理の指数とします。

■施策評価及び事業評価

「実施計画」に位置付けられた事業について、行政評価制度に基づき評価を実施します。計画に掲げる大綱、政策については、評価の積み上げにより進捗を管理します。

実施計画

1 実施計画の構成

実施計画の構成は以下の通りとなっております。

①	大綱 1	福岡県内で「光る」町になる		
②	政策 101	移住定住の促進		
■政策を実現するために行う事業				
③	10101	移住定住促進事業	町内にある空き家を有効活用し、地域の活性化を図るとともに、福岡都市圏や他地域からの受入れを行い、移住・定住人口の増加と経済の活性化を目指します。	
★上記事業を達成するために必要な細事業				
	1010101	④ 移住定住促進事業	町内にある空き家を有効活用し、地域の活性化を図るとともに、福岡都市圏や他地域からの受入れを行い、移住・定住人口の増加と経済の活性化を目指します。	
				⑤ 本年度予算(千円) 予算無事業
				⑥ 重要評価指標 移住者数(福岡都市圏からの)
				⑥ 目標値 年間20名
				⑦ 基準値(比較値) 次年度アンケート
				⑦ SDGs(No.) 11
				⑧ 施策重要度 -
				⑧ 担当課 まちづくり課

(説明)

- ①大綱を表示しています
- ②政策を表示しています
- ③事業大区分(事業1)を表示しています
- ④具体的事業(事業2)を表示しています
- ⑤令和2年度予算額を表示しています(予算がないものは「予算無事業」と明記しています)
- ⑥重要評価指数(KPI)を表示しています。これは事業を評価するための具体的目標値を表しています。
- ⑦「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」を表示しています。これは2015年9月に国連決定された国際社会共通の目標です。(次ページ参照)
- ⑧本事業の重要度を示しています。総合戦略や町長政策、担当課重要政策などの種別が示されています。

2 SDGs とは



持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

須恵町においても、第六次総合計画より各事業にSDGsを設定し、目標達成に向け事業を展開していきます。

1	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10	人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12	つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する